

開成町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例を制定することについて

開成町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

開成町長 山 神 裕

#### 提案理由

平成 5 年 10 月より据え置かれていた議会議員の報酬月額を、県下他町村及び類似団体の比較、又、一般職員の給与改定及び特別職報酬等審議会の意見等を考慮して、所要の改定を行うため、開成町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第     号

開成町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

開成町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年開成町条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

| 改正後           |                    |
|---------------|--------------------|
| 別表第1（第2条関係）   |                    |
| 職名            | 議員報酬               |
| 議長            | 月額 <u>405,000円</u> |
| 副議長           | 月額 <u>335,000円</u> |
| 常任委員長・議会運営委員長 | 月額 <u>322,000円</u> |
| 議員            | 月額 <u>312,000円</u> |

| 改正前           |                    |
|---------------|--------------------|
| 別表第1（第2条関係）   |                    |
| 職名            | 議員報酬               |
| 議長            | 月額 <u>370,000円</u> |
| 副議長           | 月額 <u>290,000円</u> |
| 常任委員長・議会運営委員長 | 月額 <u>265,000円</u> |
| 議員            | 月額 <u>260,000円</u> |

附 則

この条例は、令和9年5月1日から施行する。